

児童手当を受給している人は 6月中に現況届を

市保険年金課

児童手当は、児童を養育している人に、家庭生活の安定と、児童の健全な育成に役立てることを目的として支給される手当です。

現在、児童手当の支給を受けている人で、現況届の提出が必要な人には、6月1日以降に現況届の用紙を送ります。必要事項を記入して、6月30日(月)までに提出してください。なお、児童手当制度の詳しい内容については、「広報ひこね」5月15日号12ページをご覧ください。

現況届の提出先 市保険年金課、支所・各出張所
問い合わせ先 市保険年金課 ☎30-6136番、FAX22-1398番

国民年金のお知らせ

滋賀社会保険事務局

窓口での国民年金保険料の領収を廃止しました
社会保険庁では、郵便局や金融機関での納付のほか、コンビニエンスストアやクレジットカードを利用した国民年金保険料の納付を導入してきました。今後、これらの納付方法を促進するとともに、国民年金

保険料の不適切な取り扱いの再発を防ぐため、平成20年5月から、原則として、社会保険事務所窓口での国民年金保険料の現金領収を廃止しました。

現役加入者にも「ねんきん特別便」を送ります

社会保険庁では、現在、基礎年金番号による記録以外に、ほかの年金記録をお持ちの可能性が少ない人にも、「ねんきん特別便」を送付しています。4月からの年金受給者に続き、6月から10月にかけて、現役加入者にも「ねんきん特別便」を送付します。

お手元に「ねんきん特別便」が届いた場合は、自分の年金記録に記載漏れや誤りがないか、じゅつぶん確認してください。

なお、記載漏れや誤りがない場合も、必ず回答してください。

問い合わせ先 彦根社会保険事務所国民年金業務課 ☎23-1114番

携帯電話による119番通報 携帯電話位置情報システムを導入します

市消防本部

市消防本部では、7月1日(火)から、携帯電話で119番通報があった場合に、音声と合わせて、通報者の発信位置に関する情報を、消防本部指令室に送信されるシステムを導入します。このシステムでは、消防本部指令室のモニターに表示される地図上に、通報者の位置が表示されます。

このシステムで、位置情報を送信するためには、次のような条件があります。詳しくはお問い合わせください。

・位置情報を送信できる携帯電話は、高速データ通信が可能な「第3世代携帯」が対象です。

・対象となる携帯電話であっても、自分の番号を相手に通知しない設定をした電話からの通報については、原則として位置情報は伝えられません。

・携帯電話の位置情報の精度は、GPS(全球測位システム)機能の有無など、携帯電話の機能などの条件によって、誤差が生じる場合があります。

携帯電話から119番通報するときの注意

① 火災や事故など、災害が発生した場所を必ず確認し、その場所を伝えてください。場所が分からない場合は、近くの公衆電話か、一般電話から通報してください。

② 自動車などを運転中に、災害を発見した場合は、必ず安全なところに停車してから通報してください。

③ 電波の状態が悪く、途中で切れた場合は、場所を変えてもう一度掛け直してください。また、通報後もこちらから電話することがありますので、携帯電話の電源を切らないでください。

④ 電話番号の通知設定をしておくとともに、自分の携帯電話の電話番号は言えるようにしておいてください。

問い合わせ先 市消防本部指令室 ☎22-0119番(内線191番)、FAX27-0119番

彦根市農業委員会委員 一般選挙

任期満了による彦根市農業委員会委員一般選挙が、次のとおり行われます。
告示日 6月29日(日)
投票日 7月6日(日)
立候補届出締切日 6月29日(日)
選挙すべき委員定数 27人

※立候補予定者説明会を次のとおり行います。関係者は出席してください。

日時 6月7日(土) 14:00～
場所 南地区公民館(甘呂町)

問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎30-6131、FAX23-4551

国民健康保険制度が変わります

市保険年金課

後期高齢者(長寿)医療制度

75歳以上の人を対象とした医療保険制度が改正され、4月から、後期高齢者(長寿)医療制度(以下「後期高齢者医療制度」)が始まりました。この制度にかかる医療費は、被保険者(75歳以上の人)が納める保険料と、国民健康保険や社会保険など、ほかの健康保険の被保険者(75歳未満の人)からの一部支援金で賄われます。このため国民健康保険に加入している皆さんにも、後期高齢者支援金として保険料を負担していただくこととなります。

国民健康保険料の「特別徴収」を実施します

国民健康保険の制度改正にともない、国民健康保険の被保険者全員が、65歳以上75歳未満の世帯で、一定の要件に該当する世帯主の人に対して、10月から、年金からの特別徴収(引き去り)を実施します。

後期高齢者医療制度の創設による国民健康保険料の緩和措置

後期高齢者医療制度の導入にともない、次の2つの条件

に該当する世帯については、それぞれ国民健康保険料の負担を緩和する措置があります。

条件① 75歳以上の人(国民健康保険の被保険者)が、後期高齢者医療制度に移行する世帯で、75歳未満の人が、引き続き国民健康保険に加入することになる場合

・後期高齢者医療制度に移行した人も、5年間は、国民健康保険の加入者数に含め、軽減判定を行います。

・国民健康保険の被保険者が1人になる場合は、5年間は「世帯割額」のみ半額になります。

条件② 75歳以上の人(会社の健康保険など被用者保険の被保険者)が、後期高齢者医療制度に移行することによって、その人の被扶養者(65～74歳)が、新たに国民健康保険に加入することになる場合

・申請により2年間保険料の減免が受けられます。

※被保険者証用のカードケースを、市保険年金課、支所・各出張所、市内の病院・医院に備え付けてあります。希望する人は、お申し出ください。

問い合わせ先 市保険年金課 ☎30-6112番、FAX21-2220番

文化プラザ サマーフェスティバル

夏休みの文化プラザは、楽しい企画がいっぱい!みんな文化プラザに集まれ!!

問い合わせ先 ひこね市文化プラザ ☎26-8601、FAX26-8602

開催日	行事名/内容	場所	時間	入場料など
8月9日(土)	エコマーケット ☆フリーマーケット	円形広場	10:00~15:00	無料
	ダンスフェスティバル ☆市内のダンス愛好者による発表	グラントホール	13:00~15:30	無料
	星空相談室 ☆星座や星など、星空についての相談	視聴覚室	15:30~17:00	無料
	スカイウォッチャー演奏会 “特別編” ☆天体にちなんだ演奏会のあとは、実際に夏の夜空を観察します	演奏: エコーホール 観覧: 円形広場	18:00~19:00 19:00~21:30	無料 無料
	人形劇の広場	メッセホール	10:30~12:00	無料
	子ども絵画展 ☆市内の幼稚園・保育所に通う児童の作品を展示した絵画展	展示ロビー	9:00~17:00	無料
8月9日(土)・10日(日)	科学コーナー ☆実験工作の体験	第2・第3A 研修室	10:00~16:00	無料
	一芸達人コーナー	和室研修室	10:00~16:00	無料
	ガラス工芸「フュージング」 ☆溶かしたガラスを接合する「フュージング」を体験します	第1 研修室	10:00~17:00	300円
	フードサービス		調整中	
8月10日(日)	文プラくねくね ☆文化プラザのステージや舞台裏を見学します ※事前予約が必要です	グラントホールほか	9:30~12:00	無料
	夏の思い出コンサート ☆赤ちゃんから年配の人まで、だれもが気軽に楽しめる音楽会	エコーホール	13:30~14:30	無料
	歌声喫茶 ☆アコーディオンとピアノの伴奏で歌おう	メッセホール	13:00~15:00	500円
	子どもの遊びの広場	展示ロビー	調整中	無料

※ダンスフェスティバルと、歌声喫茶は出場者を募集しています。詳しくは、10ページをご覧ください。